



発行 東京都

目次

31

告示

○指定管理者の指定.....

.....(生活文化局文化振興部企画調整課).....

○指定管理者の指定.....(港湾局港湾経営部経営課).....

告示

●東京都告示第五百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都江戸東京博 東京都墨田区横網一丁目四番一
物館 号及び東京都小金井市桜町三丁目七番一号(分館)

(二) 東京都写真美術館 東京都目黒区三田一丁目十三番
三号

(三) 東京都現代美術館 東京都江東区三好四丁目一番一
号

(四) 東京都美術館

東京都台東区上野公園八番三十三号

(五) 東京文化会館

東京都台東区上野公園五番四十五号

(六) 東京芸術劇場

東京都豊島区西池袋一丁目八番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都墨田区横網

一丁目四番一号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日

まで

●東京都告示第五百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 品川ふ頭外贸岸壁 東京都品川区東品川五丁目一番

(二) 品川ふ頭外贸岸壁 東京都品川区東品川五丁目地先

(三) 青海ふ頭岸壁 東京都江東区青海三丁目三十一番

(四) 青海ふ頭岸壁 東京都江東区青海三丁目地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二

十四号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日
まで

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001